

条例対象案件（平成23年度から市に要望・苦情等のあったもの）

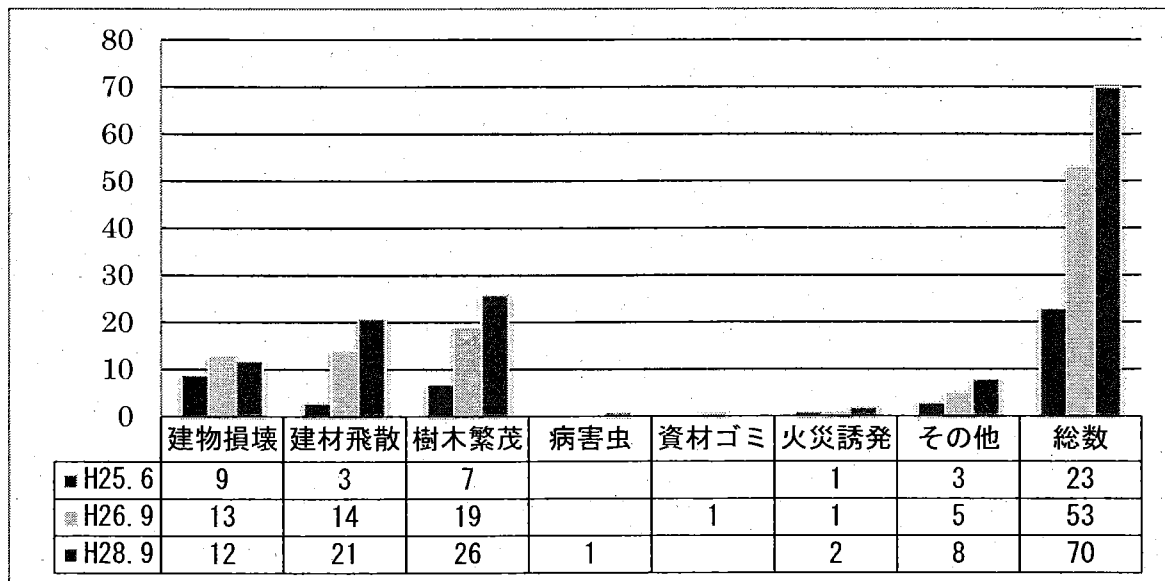
区分	総数	解決	未解決		
			所有者調査中	助言指導	総数
建物損壊	32	20	5	7	12
建材等の飛散	31	10	8	13	21
樹木・雑草の繁茂	60	34	9	17	26
病害虫が大量発生	6	5		1	1
資材やゴミが散乱	1	1			
火災・犯罪・非行の誘発	3	1	1	1	2
その他	16	8	4	4	8
合計	149	79	27	43	70

※これまでに勧告、命令、公表、代執行に至った案件なし

解決件数／総数（解決率）

平成25年6月	平成26年9月	平成28年9月
9／32（約28％）	39／92（約42％）	79／149（約53％）

未解決件数の推移（区分ごと）



山陽小野田市市内空き家対策委員会について

設置目的	市内に存する空き家に関する対策について具体的に検討し、関係各課が連携協力しながら対策を推進する。
組織	市民生活部長、建設部長、総務課長、税務課長、管財課長、企画課長、生活安全課長、環境課長、商工労働課長、農林水産課長、土木課長、都市計画課長、建築住宅課長、地域活性化室長、水道局業務課長
開催実績	3回（平成25年7月、平成26年2月、平成28年8月）
協議項目	空き家等に関する具体的な対策の検討及び実施について 所有者不明の空き家について 所有者への助言について 空き家等の利活用についての検討及び実施について 関係各課の連携・協力の推進について 今後の空き家対策について 山陽小野田市空き家等の適正管理に関する条例の改正について
今後の課題	管理不全な空き家等に関する具体的な対策の検討及び実施について 今後の空き家対策について（条例改正、市内の空き家等の実態把握、協議会の設置、空き家等対策計画の策定）

参考：宇部市空家等対策協議会

設置根拠	宇部市空家等対策の推進に関する条例第7条
委員	市長、自治会連合会、民生児童委員協議会、山口大学准教授、弁護士会、建築士会、宅地建物取引業協会、土地家屋調査士会、宇部警察署、宇部・山陽小野田消防局

参考：空き家の実態把握（宇部市）

※固定資産税情報や上水道の長期（1年以上）休止栓データ等を活用

地域名	件数	地域名	件数
東西岐波	814	市街地（真締川以東）	2,772
市街地（真締川以西）	1,172	厚南	882
北部	383	合計	6,023

山口県の災害拠点病院の整備状況 (H26.3.28 現在)

1、基幹災害拠点病院 (1 病院)

医療圏名	医療機関名	指定
全 県	県立総合医療センター	平 1 0 . 1

2、地域災害拠点病院 (1 2 病院)

医療圏名	医療機関名	指定
岩 国	岩国市医療センター医師会病院	平 1 0 . 1
	岩国医療センター	平 2 6 . 3
柳 井	周東総合病院	平 1 0 . 1
周 南	徳山中央病院	平 1 0 . 1
山口・防府	三田尻病院	平 1 0 . 1
	山口赤十字病院	平 1 0 . 1
宇部・小野田	山口労災病院	平 1 0 . 1
下 関	下関市立市民病院	平 1 0 . 1
	関門医療センター	平 2 2 . 1 1
	済生会下関総合病院	平 2 3 . 1 2
長 門	長門総合病院	平 1 0 . 1
萩	都志見病院	平 1 0 . 1

災害拠点病院指定要件 (H24.3.21 厚生労働省医政局長通知)

運営		<ul style="list-style-type: none"> ・ 24 時間緊急対応、被災地内の傷病者等の受入れ搬出体制 ・ 被災地からの傷病者の受入れ拠点にもなること ・ 災害派遣医療チーム (DMAT) を保有し、その派遣体制がある ・ 救命救急センターもしくは第二次救急医療機関である等
施設	医療関係	・ 耐震構造、通常時の 6 割程度の自家発電機、受水槽の保有等
	搬送関係	・ 病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有する
設備	医療関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛星電話、広域災害救急医療情報システム (EMIS) ・ 重篤救急患者の救命医療設備、簡易ベッド、トリアージタッグ
	搬送関係	・ DMAT の派遣に必要な緊急車両を有する
その他		・ 食料、飲料水や医薬品の備蓄、優先的な供給に関する協定

山陽小野田市自治基本条例新旧対照表（抜粋）

※実際のものと同様を異にしています

修正前	修正後
<p>第2章 市民 （市民の責務） 第6条 市民は、市民自治の主体であることに責任を持ち、積極的にまちづくりに参加するように努める。</p>	<p>第2章 市民 （市民の責務） 第6条 市民は、市民自治の主体であることに責任を持ち、積極的にまちづくりに参加するように努めるものとします。</p>
<p>第6章 情報の公開等 （情報の公開） 第23条 2 市は、審議会、協議会等の付属機関及びこれに類するもの（以下、略）</p>	<p>第6章 情報の公開等 （情報の公開） 第23条 2 <u>市及び議会は、市政に関する意思決定過程の情報を市民に分かりやすく、積極的に明らかにしなければなりません。</u> 3 市は、審議会、協議会等の付属機関及びこれに類するもの（以下、略）</p>
<p>第4章 市長等 （市長の責務） 第11条 3 <u>市長は、長期在任による市政活力の低下等を招かないように努めなければならない。</u></p>	<p>第4章 市長等 （市長の責務） 第11条 左記の項は削除</p>